

熊本県公共事業等環境配慮システム実施要領

第1 趣旨

この要領は、熊本県公共事業等環境配慮システム要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語

この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語の例によるものとする。

第3 対象事業

要綱第2の1に規定する対象事業の規模は、事業の全体計画で判断する。なお、事業が多年度にわたる場合、その規模は各年度の合計とする。

第4 構想段階での環境配慮

- 1 要綱第3の1（1）に規定する対象事業の概要を示す書類の提出は（第1号様式）により行うものとし、以下の書類を添付するものとする。
 - （1）位置図
 - （2）事業概要の把握に必要な資料
- 2 要綱第3の2に規定する環境に係る情報の提供は（第2号様式）によるものとする。

第5 環境調書の作成等

- 1 要綱第4の1（1）に規定する環境調書の提出は（第3号様式）によるものとする。
- 2 要綱第4の1（2）に規定する環境生活部長が事業部局等の長と協議して定める時期は、別に作成する事業別環境配慮フロー図に記載のとおりとする。
- 3 要綱第4の1（5）に規定する環境調書の提出は（第4号様式）によるものとする。
- 4 要綱第4の2（1）に規定する環境配慮の見地からの意見は（第5号様式）によるものとする。

第6 報告

要綱第5に規定する環境配慮措置の報告は（第6号様式）により、措置の方針が決定した時点で行うものとする。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

(第1号様式)

第 号
平成 年 月 日
長

環境生活部長 様

事業の概要について(提出)

次のとおり事業を検討していますので、熊本県公共事業等環境配慮システム要綱第3の1(1)の規定により、提出します。

事業の名称(仮称でも可)	事業番号			
対象事業種別	1 道路の建設 2 ダム又は堰の建設 3 河川の整備 4 海岸の整備 5 1～4以外の事業			
事業の目的・内容(規模・時期)				
事業予定地(候補地が複数であれば全て記載)				
連絡先	課・室	係・班	担当者	内線番号

(第2号様式)

第 号
平成 年 月 日

長 様

環境生活部長

環境情報の提供について

熊本県公共事業等環境配慮システム要綱第3の2の規定により、提出された事業概要説明に関する環境情報を提供します。

事業の名称				事業番号	
事業の計画規模	種別		規模		
環境情報					

(第3号様式)

第 号
平成 年 月 日

環境生活部長 様

長

環境調書について(提出)

熊本県公共事業等環境配慮システム要綱第4の1(1)の規定に基づき、環境調書を提出します。

記

事業の名称	事業番号
対象事業種別	1 道路の建設 2 ダム又は堰の建設 3 河川の整備 4 海岸の整備 5 1～4以外の事業
事業の概要(規模、場所等)	
事業費	
スケジュール等	
添付図書	環境調書 他()
連絡先	課・室 係・班 担当者 内線番号

(第4号様式)

第 号
平成 年 月 日

環境生活部長 様

長

環境調書の追加について(提出)

熊本県公共事業等環境配慮システム要綱第4の1(5)の規定に基づき、環境調書を提出します。

記

事業の名称	事業番号
対象事業種別	1 道路の建設 2 ダム又は堰の建設 3 河川の整備 4 海岸の整備 5 1～4以外の事業
環境調書における今回の環境調書(追加分)の位置付け	
添付図書	環境調書(追加分) 他()
連絡先	課・室 係・班 担当者 内線番号

(第5号様式)

第 号
平成 年 月 日

長 様

環境生活部長

環境調書に係る意見について(通知)

熊本県公共事業等環境配慮システム要綱第4の2(1)の規定に基づき、提出された環境調書について検討の結果、次のとおり通知します。

事業の名称		事業番号	

(第6号様式)

第 号
平成 年 月 日

環境生活部長 様

長

環境配慮措置について(報告)

事業に係る環境配慮措置を次のとおり決定しましたので、熊本県公共事業等環境配慮システム要綱第5の規定により報告します。

事業の名称		事業番号	
環境配慮措置			
連絡先	課・室	係・班	担当者 内線番号